

平成二十九年十二月十四日付け広島県報(号外)第七十五号に登載の広島県病院事業公告
病一般二十九第五号(一般競争入札)の一部を次のように訂正する。

県立広島病院院長

ページ	行	語	注
四	一三三九〇一六	(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引	(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点及び政策評価点の項目のうち実施体制評価の評価点が最も高い者を落札者とする。実施体制評価の評価点が最も高い者が2人以上あるときは、自主検査体制評価の評価点が最も高い者を落札者とする。自主検査体制評価の評価点も同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。